

⇨ 役員に対する歩合給

Q : 当社は使用人に対し歩合給制度をとっています。このたび、役員にも歩合給制度を導入しようと考えていますが、税務上問題ありませんか。

A : 歩合給が使用人と同様の支給基準であるときは、報酬として取り扱われます。

【解説】

法人税では、役員報酬とは、役員に対する給与のうち、あらかじめ定められた支給基準に基づいて、毎日、毎週、毎月のように月単位以下の期間を単位として定期的に反復又は継続して支給される給与のことをいいます。ただし、これらの給与であっても、通常行われる給与の増額以外に、特定の月だけ増額される給与については、その支給された額のうち各月に支給される額を超える部分の金額は臨時的な給与(賞与)として取り扱われることとされています。ご質問の場合のように、報酬を歩合給にすると、必ずしも毎月定額にはならないことから、賞与に該当するのではないかという考え方もあります。しかし、役員とはいえども、使用人と同様の仕事をしている場合もあり、このような場合に使用人と同様の給与の支給基準を採用することは何ら不合理なことではありません。役員に対する報酬の支給基準が使用人の支給基準と同じであるときは、これを報酬として取り扱ってよいこととされています。したがって、その歩合給が使用人と同様の支給基準であるならば、その支給額は賞与にはならず、報酬として取り扱われます。

